

【国民年金】障害基礎年金 説明事項のご確認

● 初診日（初めて医師の診察を受けた日）

チェック ボックス	説明事項
☐	年金の請求に必要なとなる初診日の前日における納付要件（3分の2、直近1年）等を確認しました。
☐	手続きにあたっては、病歴等の審査の過程で、申出のあった「初診日」が変更になる可能性があります。 （それに伴い、納付の要件や障害認定日が変わってることがあります。）

● 障害認定日（初めて医師の診察を受けてから1年6カ月を経過した日、または 症状が固定した日）

チェック ボックス	説明事項
☐	初診日から1年6カ月を経過しています。
☐	初診日から1年6カ月以内に、症状が固定しているとみなされます。
☐	症状が固定しているかどうかは、診断書等をもとに審査をします。 審査した結果、症状が固定していないと判断される場合もあります。

● 障害の程度（請求方法）

チェック ボックス	説明事項
☐	障害の程度は、日本年金機構の認定医の診査の結果、障害基礎年金の等級に該当しない場合があります。
☐	障害認定日に軽かった傷病が、その後重くなったことによる請求方法（65歳未満で請求）があります。 （受取りは請求した月の翌月分から対象になります。）
☐	障害認定日に軽かった傷病に新たな傷病が加わり、65歳前に初めて2級以上の障害に該当することによる請求方法があります。 （受取りは請求した月の翌月分から対象になります。）

裏面に続く

● 年金額の改定（年金額の変更）

チェック ボックス	説明事項
☐	障害給付を受けている傷病が重くなったことにより、障害等級の変更を請求できる場合があります。 （65歳を過ぎると請求できない場合があります。）
☐	障害の程度が軽減して、障害等級に該当しなくなると年金の支給が停止されます。

● 選択（年金の権利が複数ある方の手続き）

チェック ボックス	説明事項
☐	障害基礎年金（20歳前障害基礎年金を除く）を選択した場合、労災の障害給付が調整になります。
☐	受け取る年金の変更は、年金受給選択申出書の受付月の翌月分からとなります。

● その他

チェック ボックス	説明事項
☐	審査の結果、障害基礎年金を受け取る要件に該当しなかった場合でも、診断書等作成費用をご負担いただくことになります。
☐	障害基礎年金の審査にあたっては、様々な審査を行うことから、決定までに時間がかかることがあります。
☐	年金を受け取る権利の発生から5年を経過したときは、5年より前の期間は時効によりお受取りできません。

上記について説明を受けました。

令和〇〇年〇月〇日

氏名

【国民年金】障害基礎年金 説明事項のご確認

【20 歳前障害の場合】

20

● 初診日（初めて医師の診察を受けた日）

チェック ボックス	説明事項
☐	初診日は、20 歳に達した日（20 歳の誕生日の前日）より前にあります。
☐	知的障害の場合、初診日は生まれた時となり、初診日は 20 歳に達した日より前にあります。

● 障害認定日（初めて医師の診察を受けてから 1 年 6 カ月を経過した日、または 症状が固定した日）

チェック ボックス	説明事項
☐	初診日から 1 年 6 カ月を経過しています。
☐	初診日から 1 年 6 カ月以内に、症状が固定しているとみなされます。
☐	症状が固定しているかどうかは、診断書等をもとに審査をします。 審査した結果、症状が固定していないと判断される場合もあります。
☐	知的障害の場合、20 歳に達した日（20 歳の誕生日の前日）が障害認定日となります。

● 障害の程度（請求方法）

チェック ボックス	説明事項
☐	「20 歳に達した日」または「障害認定日」のいずれか遅い日の属する月の翌月分から受け取ることができます。
☐	障害の程度は、日本年金機構の認定医の診査の結果、障害基礎年金の等級に該当しない場合があります。
☐	障害認定日に軽かった傷病が、その後重くなったことによる請求方法（65 歳未満で請求）があります。 （受取りは請求した月の翌月分から対象になります。）

裏面に続く

● 年金額の改定（年金額の変更）

チェック ボックス	説明事項
☐	障害給付を受けている傷病が重くなったことにより、障害等級の変更を請求できる場合があります。 （65歳を過ぎると請求できない場合があります。）
☐	障害の程度が軽減して、障害等級に該当しなくなると年金の支給が停止されます。
☐	本人の前年所得が制限額を超えると、その年の10月から1年間、全額または半額の受取りが停止されます。

● 選択（年金の権利が複数ある方の手続き）

チェック ボックス	説明事項
☐	20歳前の傷病による障害基礎年金を受けている方が、恩給や労災保険の年金等を受給しているときは、その受給額について障害基礎年金の年金額から調整されます。恩給や労災保険の年金等を初めて受けるようになったときは、「国民年金受給権者支給停止事由該当届」の提出が必要となります。
☐	受け取る年金の変更は、年金受給選択申出書の受付月の翌月分からとなります。

● その他

チェック ボックス	説明事項
☐	審査の結果、障害基礎年金を受け取る要件に該当しなかった場合でも、診断書等作成費用をご負担いただくことになります。
☐	障害基礎年金の審査にあたっては、様々な審査を行うことから、決定までに時間がかかることがあります。
☐	年金を受け取る権利の発生から5年を経過したときは、5年より前の期間は時効によりお受取りできません。

上記について説明を受けました。

令和〇〇年〇月〇日

氏名